

松江市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例ほか 8 条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 8 日

松江市長

上 走 昭 仁

松江市条例第 42 号

松江市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 43 号

松江市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

松江市条例第 44 号

松江市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松江市条例第 45 号

松江市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

松江市条例第 46 号

松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

松江市条例第 47 号

松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

松江市条例第 48 号

松江市児童クラブ条例の一部を改正する条例

松江市条例第 49 号

松江市普通公園条例の一部を改正する条例

松江市条例第 50 号

松江市公営企業の設置等に関する条例及び松江市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

松江市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

松江市職員の給与に関する条例（平成 17 年松江市条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(初任給調整手当)</p> <p>第 10 条 <u>新たに採用された職員のうち次の各号のいずれかに該当する者</u>には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を受け、かつ、<u>採用による欠員の補充が困難であると認められる職務に従事する職員</u>で市長が規則で定めるもの 月額 30 万 9, 200 円</p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる<u>職務に従事する職員</u>で市長が規則で定めるもの 月額 6 万円</p> <p>(3) <u>土木、建築その他の専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職務に従事する職員</u>で市長が規則で定めるもの 月額 <u>3 万円</u></p> <p>2 <u>前項各号のいずれかに該当する者に相当する職員であって、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規</u></p> | <p>(初任給調整手当)</p> <p>第 10 条 <u>次の各号に掲げる職に新たに採用された職員</u>には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。</p> <p>(1) 医療職給料表(1)の適用を<u>受ける職員</u><u>の職のうち</u>採用による欠員の補充が困難であると認められる<u>職</u>で市長が規則で定めるもの 月額 30 万 9, 200 円</p> <p>(2) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる<u>職</u>で市長が規則で定めるもの 月額 6 万円</p> |

定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 略

2 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

松江市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

松江市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 17 年松江市条例第 358 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p><u>第 3 条の 2 初任給調整手当は、新たに採用された職員のうち専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職務に従事する者として、管理者が指定する者について支給する。</u></p> <p><u>2 前項の者に相当する職員であって、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。</u></p> | <p>(給与の種類)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当_____、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> |

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

松江市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松江市税賦課徴収条例（平成 17 年松江市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(第 1 号から第 8 号まで及び第 10 号に掲げるもの)に関しては、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として市長が指定するものに限る。) _____ を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 所得税法第 78 条第 2 項第 4 号に規定する <u>公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務</u></p> | <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金(第 1 号から第 8 号まで及び第 10 号に掲げるもの)に関しては、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に対する寄附金のうち、市民の福祉の増進に寄与する寄附金として市長が指定するものに限る。) <u>若しくは金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(8) 略</p> <p>(9) 所得税法第 78 条第 3 項 _____ に規定する <u>特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭</u></p> |

に関連する寄附金で市民の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定するもの

(10) 略

2 略

第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 152 条第 5 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共

_____で市民の福祉の増進に寄与するものとして市長が指定するもの

(10) 略

2 略

第 56 条 法第 348 条第 2 項第 9 号、第 9 号の 2 若しくは第 12 号の固定資産又は同項第 16 号の固定資産(独立行政法人労働者健康安全機構が設置する医療関係者の養成所において直接教育の用に供するものに限る。)について同項本文の規定の適用を受けようとする者は、土地については第 1 号及び第 2 号に、家屋については第 3 号及び第 4 号に、償却資産については第 5 号及び第 6 号に掲げる事項を記載した申告書を、当該土地、家屋又は償却資産が学校法人若しくは私立学校法(昭和 24 年法律第 270 号)第 64 条第 4 項の法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人若しくは社会福祉法人で幼稚園を設置するもの、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 31 条の公的医療機関の開設者、令第 49 条の 10 第 1 項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第 2 条第 9 号の 2 に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康安全機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共

済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

附 則

済組合連合会で看護師、准看護師、歯科衛生士、歯科技工士、助産師、臨床検査技師、理学療法士若しくは作業療法士の養成所を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人で図書館を設置するもの、公益社団法人若しくは公益財団法人若しくは宗教法人で博物館法(昭和 26 年法律第 285 号)第 2 条第 1 項の博物館を設置するもの又は公益社団法人若しくは公益財団法人で学術の研究を目的とするもの(以下この条において「学校法人等」という。)の所有に属しないものである場合においては当該土地、家屋又は償却資産を当該学校法人等に無料で使用させていることを証明する書面を添付して、市長に提出しなければならない。

(1)～(6) 略

附 則

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第 4 条の 2 当分の間、租税特別措置法第 40

条第 3 項後段(同条第 6 項から第 10 項まで及び第 11 項(同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等(同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第 3 条の 2 の 3 で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第 40 条第 6 項から

第 11 項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 56 条の改正規定 令和 7 年 4 月 1 日
- (2) 第 34 条の 7 第 1 項の改正規定及び附則第 4 条の 2 を削る改正規定並びに次条の規定
公益信託に関する法律（令和 6 年法律第 30 号）の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日
(市民税に関する経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における改正後の松江市税賦課徴収条例第 34 条の 7 第 1 項（第 9 号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第 9 号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 8 号）附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

松江市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部を改正する条例

松江市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（平成 17 年松江市条例第 351 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|--|------------------------------|---|------------------------------|
| 別表(第 3 条関係) | | 別表(第 3 条関係) | |
| 障 害 者 賞 じ ゅ つ 金 | | 障 害 者 賞 じ ゅ つ 金 | |
| 障害の 等級 | 功労の程度による支給額 | 障害の 等級 | 功労の程度による支給額 |
| 第 1 級 | 20,600,000 円以下 4,900,000 円以上 | 第 1 級 | 20,600,000 円以下 4,900,000 円以上 |
| 第 2 級 | 15,500,000 円以下 4,600,000 円以上 | 第 2 級 | 15,500,000 円以下 4,600,000 円以上 |
| 第 3 級 | 13,600,000 円以下 4,100,000 円以上 | 第 3 級 | 13,600,000 円以下 4,100,000 円以上 |
| 第 4 級 | 12,100,000 円以下 3,600,000 円以上 | 第 4 級 | 12,100,000 円以下 3,600,000 円以上 |
| 第 5 級 | 10,300,000 円以下 3,100,000 円以上 | 第 5 級 | 10,300,000 円以下 3,100,000 円以上 |
| 第 6 級 | 9,000,000 円以下 2,800,000 円以上 | 第 6 級 | 9,000,000 円以下 2,800,000 円以上 |
| 第 7 級 | 7,600,000 円以下 2,300,000 円以上 | 第 7 級 | 7,600,000 円以下 2,300,000 円以上 |
| 第 8 級 | 6,400,000 円以下 1,900,000 円以上 | 第 8 級 | 6,400,000 円以下 1,900,000 円以上 |
| 備考 | | 備考 | |
| 1 障害の等級は、 <u>非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令（平成 18 年総務省令第 110 号。以下「省令」という。）別表第 2</u> に定める障害の等級による。 | | 1 障害の等級は、 <u>政令別表第 3</u> _____ _____に定める障害の等級による。 | |
| 2 障害の等級及び金額の決定については、 <u>政令第 6 条第 5 項から第 8 項（第 6 項第 1 号を除く。）までの規定及び省令第 3 条第 2 項</u> の規定の例による。 | | 2 障害の等級及び金額の決定については、 <u>政令第 6 条第 2 項から第 6 項（第 3 項第 1 号を除く。）まで</u> _____の規定の例による。 | |

この条例は、公布の日から施行する。

松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 29 年松江市条例第 89 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(職員)</p> <p>第 36 条 略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね <u>15 人</u>につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>25 人</u>につき 1 人以上とする。ただし、一の保育所につき 2 人を下ることはできない。</p> | <p>(職員)</p> <p>第 36 条 略</p> <p>2 保育士の数は、乳児おおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳に満たない幼児おおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳に満たない幼児おおむね <u>20 人</u>につき 1 人以上、満 4 歳以上の幼児おおむね <u>30 人</u>につき 1 人以上とする。ただし、一の保育所につき 2 人を下ることはできない。</p> |

(松江市認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第 2 条 松江市認定こども園の認定要件に関する条例（平成 30 年松江市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>(職員配置の基準)</p> <p>第 7 条 <u>認定こども園には、満 1 歳未満の子どもおおむね 3 人につき 1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の子どもおおむね 6 人につき 1 人以上、満 3 歳以上満 4 歳未満の子どもおおむね 15 人につき 1 人以上、満 4 歳以上の子どもおおむね 25 人につき 1 人</u></p> | <p>(職員配置の基準)</p> <p>第 7 条 <u>職員のうち教育及び保育に従事する者の配置の基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる数となるよう規則で定めるところにより計算して得られた人数とする。</u></p> |

上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時 2 人を下回ってはならない。

2 満 3 歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用するもの及び保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の 4 時間程度の利用時間については、満 3 歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも 1 人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1 学級の子どもの数は 35 人以下を原則とする。

ただし、常時 2 人を下回ってはならない。

(1) 満 1 歳未満の子ども おおむね 3 人につき 1 人以上

(2) 満 1 歳以上満 3 歳未満の子ども おおむね 6 人につき 1 人以上

(3) 満 3 歳以上満 4 歳未満の子ども おおむね 20 人につき 1 人以上

(4) 満 4 歳以上の子ども おおむね 30 人につき 1 人以上

2 満 3 歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に 1 日に 4 時間程度利用するもの及び保育所と同様に 1 日に 8 時間程度利用するもの(以下「教育及び保育時間相当利用児」という。)に共通の 4 時間程度の利用時間における基準は、次に掲げるとおり

とする。

(1) 満 3 歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに担当職員(以下「学級担任」という。)を 1 人以上置くこと。

(2) 市長が特に必要と認める場合を除き、1 学級の子どもの数は、35 人以下とすること。

(松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 29 年松江市条例第 120 号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-----------------------|----|--------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|---|--|--|-------|----|--------------|-----------------------|-------------------|-----------------------|---|--|
| <p>(職員の数等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 満4歳以上の園児</td> <td style="text-align: center;">おおむね <u>25人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td style="text-align: center;">おおむね <u>15人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 略</p> | 園児の区分 | 員数 | (1) 満4歳以上の園児 | おおむね <u>25人</u> につき1人 | (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね <u>15人</u> につき1人 | 略 | | <p>(職員の数等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 幼保連携型認定こども園に置く園児の教育及び保育(満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。)に直接従事する職員の数、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数、常時2人を下ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">園児の区分</th> <th style="text-align: center;">員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(1) 満4歳以上の園児</td> <td style="text-align: center;">おおむね <u>30人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(2) 満3歳以上満4歳未満の園児</td> <td style="text-align: center;">おおむね <u>20人</u>につき1人</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>4・5 略</p> | 園児の区分 | 員数 | (1) 満4歳以上の園児 | おおむね <u>30人</u> につき1人 | (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね <u>20人</u> につき1人 | 略 | |
| 園児の区分 | 員数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 満4歳以上の園児 | おおむね <u>25人</u> につき1人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね <u>15人</u> につき1人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 園児の区分 | 員数 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (1) 満4歳以上の園児 | おおむね <u>30人</u> につき1人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (2) 満3歳以上満4歳未満の園児 | おおむね <u>20人</u> につき1人 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 略 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年松江市条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(職員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 保育士の数、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> | <p>(職員)</p> <p>第30条 略</p> <p>2 保育士の数、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。</p> |

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
おおむね 15人につき 1 人(法第 6 条の 3
第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れ
る場合に限る。次項において同じ。)

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25人に
1 人

3 略

(職員)

第 32 条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応
じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加
えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
おおむね 15人につき 1 人(法第 6 条の 3
第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れ
る場合に限る。次項において同じ。)

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 25人に
1 人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 45 条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応
じ、当該各号に定める数の合計数以上とす
る。ただし、保育所型事業所内保育事業所
一につき 2 人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
おおむね 15人につき 1 人(法第 6 条の 3
第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れ
る場合に限る。次号において同じ。)

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
おおむね 20人につき 1 人(法第 6 条の 3
第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れ
る場合に限る。次項において同じ。)

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30人に
1 人

3 略

(職員)

第 32 条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応
じ、当該各号に定める数の合計数に 1 を加
えた数以上とする。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
おおむね 20人につき 1 人(法第 6 条の 3
第 10 項第 2 号の規定に基づき受け入れ
る場合に限る。次項において同じ。)

(4) 満 4 歳以上の児童 おおむね 30人に
1 人

3 略

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第 45 条 略

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応
じ、当該各号に定める数の合計数以上とす
る。ただし、保育所型事業所内保育事業所
一につき 2 人を下回ることはできない。

(1)・(2) 略

(3) 満 3 歳以上満 4 歳に満たない児童
おおむね 20人につき 1 人(法第 6 条の 3
第 12 項第 2 号の規定に基づき受け入れ
る場合に限る。次号において同じ。)

| | |
|--|--|
| <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u>につき1人</p> <p>3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>15人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>25人</u>につき1人</p> | <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u>につき1人</p> <p>3 略 (小規模型事業所内保育事業所の職員)</p> <p>第48条 略</p> <p>2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね <u>20人</u>につき1人(法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。)</p> <p>(4) 満4歳以上の児童 おおむね <u>30人</u>につき1人</p> |
|--|--|

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第1条の規定による改正後の松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、適用しない。この場合において、第1条の規定による改正前の松江市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第2項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 3 子どもに対する教育及び保育に従事する者の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第2条の規定による改正後の松江市認定こども園の認定要件に関する条例第7条第1項の規定は、適用しない。この場合において、第2条の規定による改正前の松江市認定こども園の認定要件に関する条例第7条第1項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

- 4 園児の教育及び保育に直接従事する職員の配置の状況に鑑み、教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第 3 条の規定による改正後の松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 5 条第 3 項の規定は、適用しない。この場合において、第 3 条の規定による改正前の松江市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。
- 5 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、第 4 条の規定による改正後の松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、第 4 条の規定による改正前の松江市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 30 条第 2 項、第 32 条第 2 項、第 45 条第 2 項及び第 48 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

松江市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年松江市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|----------------|--|---|----------------|--|-----------|
| 別表第 2(第 4 条関係) | | | 別表第 2(第 4 条関係) | | |
| 機関 | 事務 | 特定個人情報 | 機関 | 事務 | 特定個人情報 |
| 略 | | | 略 | | |
| 5 市 | 松江市福祉医療費助成条例による福祉医療対象者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの | (1)～(9) 略 <u>(10) 戸籍法(昭和 22 年法律第 224 号)による戸籍に関する情報であって規則で定めるもの</u> | 5 市 | 松江市福祉医療費助成条例による福祉医療対象者の医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの | (1)～(9) 略 |
| 略 | | | 略 | | |

附 則

この条例は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

松江市児童クラブ条例の一部を改正する条例

松江市児童クラブ条例（平成 17 年松江市条例第 203 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) クラブの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の收受及び減免に関する業務(第 11 条の規定により指定管理者が利用料金を收受する場合に限る。)</u></p> <p><u>(5) 前各号</u>に掲げるもののほか、市長がクラブの管理運営上必要と認める業務</p> <p>第 10 条 市長は、クラブに入会している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童を退会させることができる。</p> <p>(1) 特別な理由がなく、無断で <u>1 か月</u>以上クラブを欠席したとき。</p> <p>(2) 当該児童の保護者が正当な理由なく第 7 条に規定する使用料を <u>3 か月</u>以上滞納したとき。</p> <p>(3) 略</p> <p><u>(利用料金)</u></p> <p><u>第 11 条 第 3 条の規定により指定管理者にクラブの管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるクラブについては、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</u></p> | <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第 4 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 前 3 号</u>に掲げるもののほか、市長がクラブの管理運営上必要と認める業務</p> <p>第 10 条 市長は、クラブに入会している児童が次の各号のいずれかに該当するときは、当該児童を退会させることができる。</p> <p>(1) 特別な理由がなく、無断で <u>1 箇月</u>以上クラブを欠席したとき。</p> <p>(2) 当該児童の保護者が正当な理由なく第 7 条に規定する使用料を <u>3 箇月</u>以上滞納したとき。</p> <p>(3) 略</p> |

2 前項の規定により指定管理者がクラブの利用料金を当該指定管理者の収入として収受する場合には、第7条の見出し及び第2項、第8条、第10条並びに別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第7条第1項中「別表に定める使用料」とあるのは「指定管理者が市長の承認を得て別表に定める額の範囲内で定める利用料金」と、第8条及び第10条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表中「使用区分」とあるのは「利用区分」と読み替えてこれらの規定を適用する。

第12条・第13条 略

第11条・第12条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松江市普通公園条例の一部を改正する条例

松江市普通公園条例（平成 23 年松江市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | | 改正前 | |
|------------------|--------------------------|------------------|--------------------------|
| 別表第 1(第 3 条関係) | | 別表第 1(第 3 条関係) | |
| 名称 | 位置 | 名称 | 位置 |
| 略 | | 略 | |
| 西尾東だんだんコ ート緑地 | 松江市西尾町字東 谷 1082 番 5 外 | 西尾東だんだんコ ート緑地 | 松江市西尾町字東 谷 1082 番 5 外 |
| ステラビレッジ西 尾公園 | 松江市西尾町字手 貝 938 番 28 | | |
| 略 | | 略 | |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

松江市公営企業の設置等に関する条例及び松江市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

(松江市公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 松江市公営企業の設置等に関する条例(平成17年松江市条例第357号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 下水道事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農業集落排水処理施設事業</p> <p>ア 処理区域 別表第4に定める区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>2万7,210人</u></p> <p>ウ 計画汚水量 <u>8,834立方メートル</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>公共下水道事業の計画処理区域</p> | <p>(経営の基本)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 下水道事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 農業集落排水処理施設事業</p> <p>ア 処理区域 別表第4に定める区域</p> <p>イ 計画処理人口 <u>2万9,610人</u></p> <p>ウ 計画汚水量 <u>9,626立方メートル</u></p> <p>(4)～(9) 略</p> <p>4～6 略</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <p>公共下水道事業の計画処理区域</p> |
| <p>殿町、末次本町、母衣町、米子町、北田町、南田町、東本町一丁目、東本町二丁目、東本町三丁目、東本町四丁目、東本町五丁目、向島町、末次町、苧町、片原町、西茶町、東茶町、内中原町、外中原町、中原町、千鳥町、北堀町、石橋町、奥谷町、大輪町、菅田町の一部、西川津町の一部、学園一丁目、学園二丁目、学園南一丁目、学園南二丁目、下東川</p> | <p>殿町、末次本町、母衣町、米子町、北田町、南田町、東本町一丁目、東本町二丁目、東本町三丁目、東本町四丁目、東本町五丁目、向島町、末次町、苧町、片原町、西茶町、東茶町、内中原町、外中原町、中原町、千鳥町、北堀町、石橋町、奥谷町、大輪町、菅田町の一部、西川津町の一部、学園一丁目、学園二丁目、学園南一丁目、学園南二丁目、下東川</p> |

津町の一部、上東川津町の一部、北陵町の一部、西尾町の一部、法吉町の一部、うぐいす台、西法吉町の一部、湍北台、東奥谷町の一部、春日町の一部、黒田町の一部、砂子町、堂形町、国屋町、南平台、比津町、比津が丘一丁目、比津が丘二丁目、比津が丘三丁目、比津が丘四丁目、比津が丘五丁目、浜佐田町の一部、東生馬町の一部、西持田町の一部、東持田町の一部、坂本町の一部、福原町の一部、川原町の一部、西浜佐陀町の一部、八軒屋町、白瀉本町、魚町、灘町、天神町、寺町、和多見町、伊勢宮町、御手船場町、朝日町、大正町、東朝日町、津田町、新雑賀町、雑賀町、本郷町、豎町、横浜町、新町、松尾町、栄町、幸町、袖師町、西津田一丁目、西津田二丁目、西津田三丁目、西津田四丁目、西津田五丁目、西津田六丁目、西津田七丁目、西津田八丁目、西津田九丁目の一部、西津田十丁目の一部、東津田町の一部、古志原一丁目、古志原二丁目、古志原三丁目、古志原四丁目、古志原五丁目の一部、古志原六丁目、古志原七丁目、八雲台一丁目、八雲台二丁目、一の谷町、矢田町の一部、青葉台、竹矢町の一部、意宇町の一部、馬瀉町の一部、八幡町の一部、富士見町、上乃木一丁目、上乃木二丁目、上乃木三丁目、上乃木四丁目、上乃木五丁目、上乃木六丁目、上乃木七丁目、上乃木八丁目、上乃木九丁目、上乃木十丁目、浜乃木町の一部、浜乃木一丁目、浜乃木二丁目、浜乃木三丁目、浜乃木四丁目、浜乃木五丁目、浜乃木六丁目、浜乃木七丁目、浜乃木八丁目、嫁島町、西嫁島一丁目、西嫁島二丁目、西嫁島三

津町の一部、上東川津町の一部、北陵町の一部、西尾町の一部、法吉町の一部、うぐいす台、西法吉町の一部、湍北台、東奥谷町の一部、春日町の一部、黒田町の一部、砂子町、堂形町、国屋町、南平台、比津町、比津が丘一丁目、比津が丘二丁目、比津が丘三丁目、比津が丘四丁目、比津が丘五丁目、浜佐田町の一部、東生馬町の一部、西持田町の一部、東持田町の一部、坂本町の一部、福原町の一部、川原町の一部、西浜佐陀町の一部、八軒屋町、白瀉本町、魚町、灘町、天神町、寺町、和多見町、伊勢宮町、御手船場町、朝日町、大正町、東朝日町、津田町、新雑賀町、雑賀町、本郷町、豎町、横浜町、新町、松尾町、栄町、幸町、袖師町、西津田一丁目、西津田二丁目、西津田三丁目、西津田四丁目、西津田五丁目、西津田六丁目、西津田七丁目、西津田八丁目、西津田九丁目の一部、西津田十丁目の一部、東津田町の一部、古志原一丁目、古志原二丁目、古志原三丁目、古志原四丁目、古志原五丁目の一部、古志原六丁目、古志原七丁目、八雲台一丁目、八雲台二丁目、一の谷町、矢田町の一部、青葉台、竹矢町の一部、意宇町の一部、馬瀉町の一部、八幡町の一部、富士見町、上乃木一丁目、上乃木二丁目、上乃木三丁目、上乃木四丁目、上乃木五丁目、上乃木六丁目、上乃木七丁目、上乃木八丁目、上乃木九丁目、上乃木十丁目、浜乃木町の一部、浜乃木一丁目、浜乃木二丁目、浜乃木三丁目、浜乃木四丁目、浜乃木五丁目、浜乃木六丁目、浜乃木七丁目、浜乃木八丁目、嫁島町、西嫁島一丁目、西嫁島二丁目、西嫁島三

丁目、乃木福富町の一部、田和山町、乃白町の一部、平成町の一部、大庭町の一部、佐草町の一部、大草町の一部、山代町の一部、東忌部町の一部、西忌部町の一部、玉湯町布志名の一部、玉湯町湯町の一部、玉湯町林の一部、玉湯町玉造の一部、玉湯町大谷の一部、宍道町宍道の一部、宍道町白石の一部、宍道町佐々布の一部、宍道町伊志見の一部、**宍道町上来待の一部**、宍道町東来待の一部、宍道町西来待の一部、東出雲町揖屋の一部、東出雲町出雲郷の一部、東出雲町春日の一部、東出雲町今宮の一部、東出雲町内馬の一部、東出雲町須田の一部、東出雲町錦新町一丁目、東出雲町錦新町二丁目、東出雲町錦新町三丁目、東出雲町錦新町四丁目、東出雲町錦新町五丁目、東出雲町錦新町六丁目、東出雲町錦新町七丁目、東出雲町錦新町八丁目、東出雲町意宇南一丁目、東出雲町意宇南二丁目、東出雲町意宇南三丁目、東出雲町意宇南四丁目、東出雲町意宇南五丁目、東出雲町意宇南六丁目、東出雲町意宇東一丁目、東出雲町意宇東二丁目、東出雲町意宇東三丁目、東出雲町下意東の一部、東出雲町錦浜の一部

別表第4(第2条関係)

農業集落排水処理施設事業の処理区域

西尾町の一部、朝酌町の一部、福富町の一部、大井町の一部、大海崎町の一部、浜佐田町の一部、薦津町の一部、下佐陀町の一部、上佐陀町の一部、西浜佐陀町の一部、古志町の一部、西谷町の一部、荘成町の一部、古曾志町の一部、東長江町の一部、西長江町の一部、新庄町の一部、上本庄町の一部、本庄町の一

丁目、乃木福富町の一部、田和山町、乃白町の一部、平成町の一部、大庭町の一部、佐草町の一部、大草町の一部、山代町の一部、東忌部町の一部、西忌部町の一部、玉湯町布志名の一部、玉湯町湯町の一部、玉湯町林の一部、玉湯町玉造の一部、玉湯町大谷の一部、宍道町宍道の一部、宍道町白石の一部、宍道町佐々布の一部、宍道町伊志見の一部_____、宍道町東来待の一部、宍道町西来待の一部、東出雲町揖屋の一部、東出雲町出雲郷の一部、東出雲町春日の一部、東出雲町今宮の一部、東出雲町内馬の一部、東出雲町須田の一部、東出雲町錦新町一丁目、東出雲町錦新町二丁目、東出雲町錦新町三丁目、東出雲町錦新町四丁目、東出雲町錦新町五丁目、東出雲町錦新町六丁目、東出雲町錦新町七丁目、東出雲町錦新町八丁目、東出雲町意宇南一丁目、東出雲町意宇南二丁目、東出雲町意宇南三丁目、東出雲町意宇南四丁目、東出雲町意宇南五丁目、東出雲町意宇南六丁目、東出雲町意宇東一丁目、東出雲町意宇東二丁目、東出雲町意宇東三丁目、東出雲町下意東の一部、東出雲町錦浜の一部

別表第4(第2条関係)

農業集落排水処理施設事業の処理区域

西尾町の一部、朝酌町の一部、福富町の一部、大井町の一部、大海崎町の一部、浜佐田町の一部、薦津町の一部、下佐陀町の一部、上佐陀町の一部、西浜佐陀町の一部、古志町の一部、西谷町の一部、荘成町の一部、古曾志町の一部、東長江町の一部、西長江町の一部、新庄町の一部、上本庄町の一部、本庄町の一

| | |
|--|--|
| 部、邑生町の一部、枕木町の一部、野原町の一部、秋鹿町の一部、岡本町の一部、大垣町の一部、大野町の一部、上大野町の一部、鹿島町名分の一部、島根町大芦の一部、島根町加賀の一部、島根町野波の一部、美保関町菅浦の一部、美保関町下宇部尾の一部_____、宍道町東来待の一部、八束町波入の一部、八束町入江の一部、八束町二子の一部、八束町寺津の一部、八束町亀尻の一部、東出雲町上意東の一部、東出雲町下意東の一部 | 部、邑生町の一部、枕木町の一部、野原町の一部、秋鹿町の一部、岡本町の一部、大垣町の一部、大野町の一部、上大野町の一部、鹿島町名分の一部、島根町大芦の一部、島根町加賀の一部、島根町野波の一部、美保関町菅浦の一部、美保関町下宇部尾の一部、 <u>宍道町上来待の一部</u> 、宍道町東来待の一部、八束町波入の一部、八束町入江の一部、八束町二子の一部、八束町寺津の一部、八束町亀尻の一部、東出雲町上意東の一部、東出雲町下意東の一部 |
|--|--|

(松江市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 2 条 松江市生活排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 17 年松江市条例第 315 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

| 改正後 | | | 改正前 | | |
|----------------|--------------------|-----------|-----------------|---------------------|---------------------|
| 別表(第3条関係) | | | 別表(第3条関係) | | |
| 排水処理施設の名称 | 最終処理施設の位置 | 処理区域 | 排水処理施設の名称 | 最終処理施設の位置 | 処理区域 |
| 略 | | | 略 | | |
| 鏡地区農業集落排水処理施設 | 松江市宍道町東来待 67 番地 11 | 宍道町東来待の一部 | 鏡地区農業集落排水処理施設 | 松江市宍道町東来待 67 番地 11 | 宍道町東来待の一部 |
| | | | 中来待地区農業集落排水処理施設 | 松江市宍道町東来待 1442 番地 1 | 宍道町東来待の一部、宍道町上来待の一部 |
| 入江地区農業集落排水処理施設 | 松江市八束町入江 1221 番地 1 | 八束町入江の一部 | 入江地区農業集落排水処理施設 | 松江市八束町入江 1221 番地 1 | 八束町入江の一部 |
| 略 | | | 略 | | |

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。